

東京圏からの移住を応援！

見附市

移住支援金

◆ 支給額



◆ 対象者要件

条件を満たすかセルフチェック！



1 東京23区に在住 または 東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県（条件不利地域を除く））に在住し東京23区へ通勤・通学^(※)をしている。

(※) 東京圏（条件不利地域を除く）から東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方のみ、通学期間を対象期間に含めることが可能です。

2 上記1の在住または通勤・通学の期間は住民票を移す直前に連続して1年以上である。

3 上記1の在住または通勤・通学の期間は直前10年のうち、通算5年以上である。

4 転入した日から1年以内に移住支援金の申請をする。

5 申請日から5年以上継続して居住する意思がある。

6 移住後、以下①～④のいずれかの働き方をする。

働き方① 就職

- ✓ 就職先は「新潟企業情報ナビ」に「移住支援金対象求人」として掲載された求人である。
- ✓ 就業先は3親等以内の親族が経営する法人ではない。
- ✓ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している。
- ✓ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではない。
- ✓ 申請から5年以上継続して勤務する意思がある。

働き方② テレワーク

- ✓ 所属する企業からの命令ではなく、自己の意思による移住である。
- ✓ 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- ✓ 週20時間以上テレワークを実施する。(勤務日数の1/5を超えて東京に通勤することはNG)
- ✓ 所属する企業から、テレワーク交付金の取組みによる資金提供や通勤手当を受けていない。

働き方③ 関係人口

- ✓ 次の(A)(B)をそれぞれ1つ以上満たすこと
- (A)
- ・本市に転入する直前3か月前までに「見附さぼーた」に登録する。
 - ・本市へ転入する直前1か月前までに、市内の移住イベントや移住体験ツアーに参加する。
 - ・本市が主催する市外での交流イベントに参加する。
 - ・本市の移住担当へ相談を行い、相談カードを提出する。
- (B)
- ・農林水産業に就業する。
 - ・家業に就業する。

働き方④ 起業

- ✓ 申請日までの1年以内に、にいがた産業創造機構(NICO)が実施する「起業チャレンジ応援事業」または「U・Iターン創業応援事業」の交付決定を受けている。

※ 申請に必要な書類、要件等の詳細は見附市ホームページをご覧ください。

見附市移住支援金
ホームページはこちら →
<https://www.city.mitsuke.niigata.jp/soshiki/19/2285.html>



注意!

申請日から5年以内に見附市から転出した場合など、返還要件に該当する場合は支援金を返還していただきます。その他細かい条件がありますので、お申込前に下記までご相談ください。

お問い合わせ

見附市移住相談窓口

(見附市役所2階 地域経済課魅力創造係)

☎ 0258-62-1700

✉ chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp

問い合わせフォームはこちら

<https://happiness-mitsuke.jp/contact>

受付日：平日(年末年始を除く)
受付時間：8:30～17:15

